



知名町子育て応援パンフレット 令和7年度版

この冊子に掲載している情報は令和7年10月1日現在のものです。

電話 0997-84-3170 fax 0997-93-3115

編集・発行 知名町役場 子育て支援課

知名町

子育て応援 パンフレット

令和7年度版

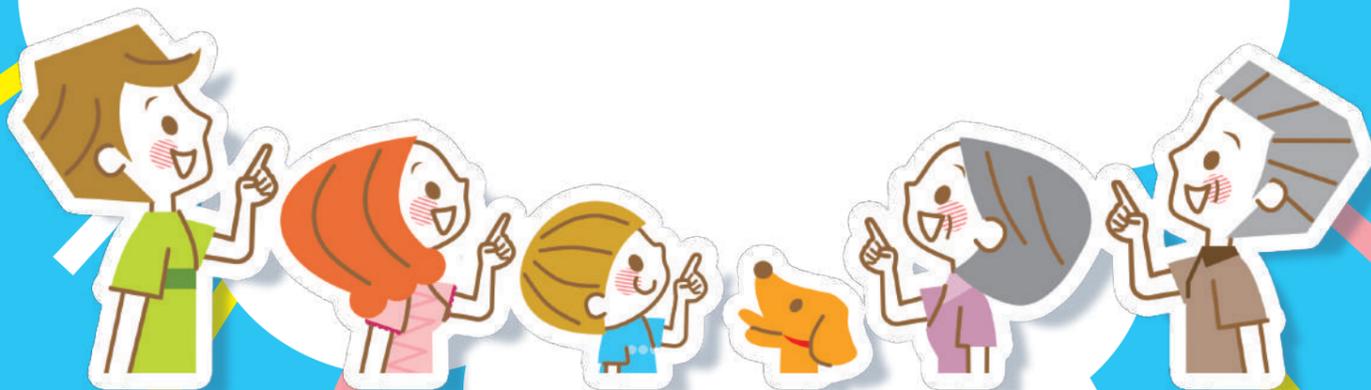
わらび
童が育てば 地域も育つ
わらび
童が笑えば 地域も笑う
みんなのふるさとフローラル知名



知名町子育て応援 パンフレット令和7年度版

もくじ

子育てに関する相談窓口	P2
母子保健事業	P3~4
児童福祉等に関する事業	P5~7
療育施設、その他保育に関する事業	P8
こども園・保育園・地域子育て支援拠点事業所に関すること	P9~10
幼稚園・保育所・認定こども園の無償化について	P11~12
公園・医療機関等マップ	P13~14
子どもの学習に関すること	P15~16
学校関係	P17~18
こども家庭庁からのお知らせ	P19~22



子育てに関する相談窓口

子育てに関するご相談やお問い合わせを受け付けております。「どこに相談してよいのか分からない」というようなことでも適切な窓口にお繋ぎいたしますので、お気軽にご相談ください。

妊娠・出産期

保健センター 電話番号 0997-93-2075

母子手帳交付から小学校入学まで様々な教室や資料配付があります。乳幼児健診や育児教室等はお母さん同士で会話するチャンスです。離乳食の試食や両親学級の開催があります。同年齢の子どもを持つ親同士、ゆっくり情報交換してください。

子育て支援課 電話番号 0997-84-3170

子育てに関する相談窓口としての役割や、各種手当や助成に関する手続きを行います。

子育て広場・一時預かり

地域子育て支援拠点事業所「そら・SORA」

電話番号 070-1990-5689

就学前までのお子さんとその保護者が集う場としてフローラルパーク管理棟内で、週5日、子育て広場を開催しています。季節の行事や毎月の誕生会等、親と子と一緒に参加できる楽しい行事を計画していますので、ご利用ください。

こども園・保育園

すまいる 電話番号 0997-93-3583

きらきら 電話番号 0997-93-2288

しらゆり 電話番号 0997-93-3033

入園児に限らず園庭開放や月1回こども園独自の子育て広場、一時保育の制度があります。

教育委員会事務局 学校教育係 電話番号 0997-84-3158

就学に向けての相談、就学に際しての手続き等の役割を担っています。

放課後児童クラブ

共働き家庭等の小学生を対象に遊びや生活の場を提供して、健全な育成を図る施設です。

知名放課後児童クラブしらゆり 電話番号 0997-85-1036

(知名・下平川小学校に在籍の児童を対象)

田皆放課後児童クラブしらゆり 電話番号 0997-93-2150

(田皆・住吉・上城小学校に在籍の児童を対象)

乳幼児期

学童期

地域では・・・

地域の事に詳しい母子保健推進員や民生委員(児童委員兼務)に気軽に声をかけてください。子育てに役立つ情報が手に入ります。入学後の育成会や子供会の行事、字活動への参加も、情報交換や体験のよい機会となります。

母子保健事業

母子健康手帳交付

妊娠の届出を行った方に対して手帳の交付を行います。事前にお電話ください。

妊婦健診・産婦健診

母子健康手帳と同時に交付する受診票を使って、委託医療機関で受診できます(全14回)。また、出産した病院での2週間健診・1か月健診の費用を助成します。

両親学級

妊娠中期に入った妊婦さんに個別案内しています。保健師等により妊娠中の生活、出産、産後についてアドバイスを受けられます。

こんにちは赤ちゃん事業 (乳児家庭全戸訪問事業)

保健師・助産師・看護師が原則4か月位までの間にお母さんと赤ちゃんを支援するために訪問をする事業です。赤ちゃんの気になることやお母さん自身のこと、その他子育てに関わる悩みなどをスタッフに相談してみてください。詳しくは対象者に直接連絡します。

養育支援訪問

こんにちは赤ちゃん訪問を受けた後に、更に支援が必要な方を対象に訪問を実施し育児の相談・支援を行います。

育児相談

赤ちゃんの身体計測、育児相談を行っています。事前にお電話ください。

産後ケア事業

産後の身体の回復や育児等に対する不安を軽減し、母子とその家族が健やかな育児ができるようにサポートします。詳細については、保健センターにお問い合わせください。

予防接種

乳幼児期・学童期に行う定期予防接種については対象者に個人通知もしくは予防接種手帳を配布します。インフルエンザ・水痘・おたふく等の任意の予防接種の接種費用も一部助成しています。詳細については保健センターへお問い合わせください。

乳幼児健診

対象者に個別通知をして保健センターで実施しています(ただし9~11か月健診は交付された受診票を使って委託医療機関で受診します)

	保健センター	医療機関
1か月健診		○
3~4か月児健診	○	
6~8か月児健診	○	
9~11か月児健診		○
1歳6か月児健診	○	
2歳児歯科検診	○	
2歳6か月児歯科検診	○	
3歳6か月~3歳8か月児健診	○	
5歳児健診	○	

子育てサロン・ママサロン

乳児とその母親を対象に友達づくりや様々な内容を企画し子育てを楽しむ場の提供をしています。対象者には個別通知しています。

親子教室

言葉や身体の使い方等を小集団での活動を通じて発達を促し、親子で遊ぶ事の楽しさを感じてもらうための親子教室です。対象は2歳前後~4歳未満です。専門職から子どもとの関わり方や発達を促す遊びや体操、言葉についてのアドバイスを受けられます。



母子保健事業

大島児童相談所巡回相談

年に2回、専門職(臨床心理士、相談員)による相談を受けられます。

こども総合療育センター巡回相談

年に1回、専門職(医師、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、等)による相談を受けられます。

知名町特定不妊治療旅費助成事業

【対象者】

保険適用による特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦

【内容】

通院や現地滞在等に要した経費の一部を助成



問い合わせ先 **知名町保健センター** 電話:0997-93-2075



児童福祉等に関する事業

ハイリスク妊産婦出産支援事業

- 【対象者】
妊産婦又は新生児で島外の医療機関で治療を受ける必要がある者
- 【内容】
必要な交通費及び宿泊費等を一部助成
- 【申請期限】
島外に滞在する必要がなくなった日から1ヶ月以内

妊婦のための支援給付

- 【対象者】
妊娠している方
- 【給付金】
1回目:5万円
2回目:妊娠しているこどもの人数×5万円
- 【申請期限】
1回目:妊娠届時の面談後、速やかに(概ね3カ月以内)にご申請ください。
2回目:出産日から4カ月以内にご申請ください。

子ども医療費助成事業

- 【対象者】
児童(18歳の誕生日後の最初の3月31日までの間にある子)を養育している方
- 【内容】
◎受給者証の提示で保険診療に係る自己負担分の医療費(2~3割)を全額助成
◎県内医療機関等においては窓口負担なし
◎県外医療機関等受診時は領収書を持って子育て支援課で申請、後日登録している口座へ振込します。
- 【申請期限】
子育て支援課窓口で申請される場合は診療月の翌月から起算して6か月以内

子育て支援金事業

- 支援金の種類は2種類あります。
- ◎「出生支援金」
- 【対象者】
知名町に住所を有し、出生時点を含め継続して1年以上知名町に住所を有する母で出生児の住所登録地が知名町であること。
- ◎「入学準備支援金」
- 【対象者】
小学校、中学校および高等学校等に1年生として入学する者と生計を同じくする養育者であること。
- 【内容】
一律50,000円(知名町商工スタンプ会商品券)を支給

未熟児養育医療費助成

身体の発育が未熟なまま出生した乳児で、指定養育医療機関に入院して治療を受ける場合、医療費の自己負担分を助成します。ただし、家族の収入の状況に応じて医療費の一部負担があります。

児童手当

- 【対象者】
児童(18歳の誕生日後の最初の3月31日までの間にある子)を養育している方
- 【内容】
◎3歳未満:月額15,000円
◎3歳以上高校生年代まで:月額10,000円
※第3子以降は、30,000円
◎原則、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月(偶数月)にそれぞれの前月分までの手当を支給します。
- 【注意】
誕生日、転出予定日等の翌日から起算して15日以内に申請をしてください。

児童福祉等に関する事業

児童扶養手当

- 【対象者】
①両親が離婚
②父母が死亡又は重度心身障害者
③裁判所からのDV保護命令を受けている、あるいはその他の事情により父母と生計を共にしない子どもの父母及び養育者
- 【内容】
児童が18歳に到達する年度の3月まで支給。月額全部支給の場合46,690円(所得制限あり)第2子以降加算額あり。物価スライド制の導入により支給額変更あり。

特別児童扶養手当

- 【対象者】
20歳未満で心身に障害のある子どもの扶養者
- 【内容】
月額37,830円~56,800円(等級に応じて支給、所得制限あり)
物価スライド制の導入により支給額変更あり。

障害児福祉手当

- 【対象者】
20歳未満で①~③のいずれかにあてはまる方
①身体障害者手帳1級・2級(一部該当しない障害があります)をお持ちの児童
②療育手帳A1をお持ちの児童
③①・②と同程度の障害がある児童
- 【内容】
16,100円(月額)

ひとり親家庭等医療費助成事業

- 【対象者】
①母子又は父子等ひとり親家庭の子どもと扶養者
②両親ともいない家庭の子ども
③父又は母が障害者の子ども及び、裁判所からのDV保護命令を受けている子どもと父又は母
- 【内容】
18歳に到達する年度の3月分まで保険診療分を全額助成
- 【申請期限】
診療月の翌月から起算して6か月以内



問い合わせ先

知名町子育て支援課

電話:0997-84-3170

児童福祉等に関する事業

児童島外療育等旅費助成事業

【対象者】

本町が実施する療育相談等において島外の医療機関等で療育等を受けることが必要である旨の診断書等を発行され、それにより、島外の医療機関等で療育等を受けた児童及びその付添いをした保護者1名

【助成内容】

必要な交通費及び宿泊費等を一部助成

【申請期限】

帰島後1ヶ月以内

心身障害児施設等入所見舞旅費助成事業

心身障害児施設等に入所(院)している児童を養育している保護者が、入所(院)児童を見舞った際の旅費を助成します。

【対象者】

心身障害児を養育している保護者

【助成内容】

鹿児島県内及び沖縄県内の空港又は港までの交通費(航空運賃は離島割引適用後の運賃(ただし、施設利用料を含む。)、船賃は2等料金の離島割引適用後の運賃を限度とする。)と宿泊料2泊分までの実費額(ただし、1泊5,000円を上限とする)

申請方法:申請書に訪問先施設等の証明及び交通費・宿泊費等の分かる領収書を付し、印鑑・申請者名義の普通預金通帳を持参のうえ、申請してください。

子育て応援きっぷ発行事業

【対象者】

知名町に在住し、在宅において生後3か月から就学前までの乳幼児を保育する保護者等(こども園及び保育園、事業所内保育等への通園時は対象外)

【助成内容】

町内の一時預かり施設で利用できる「子育て応援きっぷ」をお子様おひとりにつき24枚(1枚300円)発行します。対象者へは、子育て支援課から案内を送付します。

かごしま子育て支援パスポート事業

協賛店でパスポートを見せると、いろいろな子育て支援サービスが受けられます。スマートフォンでも利用できます。

【交付対象】

妊娠中の方又は18歳未満の子どもがいる世帯の保護者

【交付手続き】

QRコードを読み取って登録するか、子育て支援課又は保健センターにて手続きをして下さい。



かごしま子育て支援パスポート
専用WEBサイト

重度心身障害者医療費助成事業

【対象者】

身体障害1・2級、療育手帳A1・A2またはB1でIQ35以下の方、身体障害3級かつIQ50以下の方

【助成内容】

手帳をお持ちの方の医療費を全額助成(保険診療分)

【問い合わせ】

保健福祉課 84-3153



問い合わせ先 知名町子育て支援課 電話:0997-84-3170

療育施設、その他保育に関する事業

児童発達支援事業 (児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援)

児童発達支援とは障がい児通所支援の一つで、療育の観点から支援が必要であると認められた、子どもが対象です。

【申請の流れ】

- ①子育て支援課または保健センターに相談
 - ②利用希望施設を見学予約して見学
 - ③相談支援事業所(社会福祉協議会)にて面談、相談、利用計画案作成
 - ④相談支援事業所が利用計画案を町へ提出
 - ⑤相談支援事業所が事業所と調整
 - ⑥町が支給決定。受給者証送付
 - ⑦事業所と契約後に利用開始
- 利用開始までは1か月～2か月かかります。

放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)

労働などにより、昼間保護者が家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊びと生活の場として児童クラブを設置し、児童の健全な育成を図ります。

【問い合わせ先】

- 知名小、下平川小の児童
放課後児童クラブしらゆり知名
0997-85-1036
- 田皆小、住吉小、上城小の児童
放課後児童クラブしらゆり田皆
0997-93-2150

【開所日】

月曜日～金曜日 4月～9月 放課後～18:30
10月～3月 放課後～18:00
土曜日及び学校休業日 8:30～18:00

【休所日】

日曜・祝祭日・お盆休み・年末年始
しらゆり保育園入園式当日・前日の2日間

【利用料】

- ・月額:4,500円(別途おやつ代月額1,500円)
- ・土曜日及び学校休業日:1,000円(日額加算)

利用施設

おきえらぶ子どもリハビリサポートセンター
ぽてと・はびりすぽてと
電話 0997-84-3867(知名町)
<https://www.poteto-okinoerabu.com>
療育センターのびのび
電話 0997-92-1850(和泊町)
サランセンター
電話 0997-92-0555(和泊町)

相談支援事業所

知名町社会福祉協議会
電話 0997-93-5261
和泊町社会福祉協議会
電話 0997-92-2299

病児病後児保育事業

※本事業については現在休止中です。再開については、町ホームページにてお知らせいたします。

子育て短期支援事業 (ショートステイ)

【対象者】

次の事由に該当する家庭の子どもまたは母子等

- 保護者の疾病
- 育児不安、育児疲れなど身体上または精神上的の事由
- 出産、看護、事故など家庭養育上の事由
- 冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的事由
- 経済的問題等により緊急一時的に母子保護が必要な場合

【内容】

上記事由による身体的または精神的負担の軽減が必要な場合に、児童養護施設等(里親含む)で宿泊を伴う一定期間(原則7日以内)子どもを預かる事業

問い合わせ先 知名町子育て支援課 電話:0997-84-3170

認定こども園保育園入園のご案内

こども園等の入園を希望される方は、子育て支援課で手続きをしてください。

受付期間 4月入園1次申込み: 12月中
4月入園2次申込み: 2月末

上記以降の入園申込は随時受け付けております。入園希望月の前月15日(休日等の場合は前開庁日)までに提出書類を揃えてお申し込みください。
例:6月入園希望→5月15日までに申込

受付場所 子育て支援課 0997-84-3170

提出書類 子育て支援課に備えてある「入園申込書」に入園資格認定及び保育料算定に必要な書類を添付して提出してください。※様式は知名町ホームページからダウンロードできます。

入園資格認定に必要な書類(主なもの)

- ◎就労証明書
- ◎出産・妊娠中の場合:母子手帳の写し
- ◎病気の場合:医師の診断書
- ◎障害者の場合:障害者手帳の写し
- ◎求職活動を行う場合:求職活動申立書

保育料算定に必要な書類

課税証明書(マイナンバーがある場合は不要)

入園できる基準

こども園等へ入園できる基準は終日保育の場合は両親(両親が別居している場合は児童の面倒をみている方)が共に次のいずれかに該当し、かつ児童と同居している親族等も児童の保育ができない場合に限られます。

- ①1月当たりの就労時間の常態が120時間以上であること(短時間は48時間)
- ②妊娠中であるか、または出産後間もないこと
- ③疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害があること。
- ④同居または長期入院等をしている親族を常時介護または看護していること
- ⑤求職活動を行っていること等

※今後受付期間については変更する事もありますので広報等でご確認ください。

保育園及び認定こども園

一時預かり事業

【対象】生後6月以上の小学校就学前子どもとする(但し定員の空きがある場合のみ利用可)

【内容】(1)非定型保育 保護者の労働、職業訓練、就労等により、家庭保育が断続的に困難となる小学校就学前子どもに対する保育

(2)緊急保育 保護者の疾病、冠婚葬祭その他の社会的にやむを得ない理由により、緊急又は一時的に保育を必要とする小学校就学前子どもに対する保育

(3)リフレッシュ保育 保護者の育児に伴う負担の軽減等を理由として、一時的に保育が必要となる小学校就学前子どもに対する保育

【保育料】満3歳未満 2,000円、満3歳以上 1,800円

延長保育事業

【対象】施設の在園児で、短時間保育(1日当たり8時間までの保育の利用をいう。)の認定を受けた児童

【利用料】保育短時間認定を受けた子ども1時間につき100円

認定こども園すまいる

電話番号 0997-93-3583 知名町瀬利覚

認定こども園きらきら

電話番号 0997-93-2288 知名町田皆

しらゆり保育園

電話番号 0997-93-3033 知名町知名

問い合わせ先 **知名町子育て支援課** 電話:0997-84-3170

すまいるキッズ(こども園すまいる内)

対象・内容等は子育て広場と同様ですが日時についてはこども園が設定する日となっています。

認定こども園すまいる 電話番号 0997-93-3583

きらきらキッズ(こども園きらきら内)

対象・内容等は子育て広場と同様ですが日時についてはこども園が設定する日となっています。

認定こども園きらきら 電話番号 0997-93-2288

しらゆり保育園園庭解放(しらゆり保育園内)

対象・内容等は子育て広場と同様で、毎週木曜午前中に園庭開放を行っております。

しらゆり保育園 電話番号 0997-93-3033

地域子育て支援拠点事業所「そら・SORA」 (フローラルパーク管理棟内)

子育て広場

ご家庭で子育てをしている保護者の方のリフレッシュ、また地域の子育ての交流の場として開所しています。

【対象】
未就学の親子

【日時】
週に5日(原則月～金)
午前9時～午後2時(うち5時間)

【利用料】 無料

一時預かり

保護者の疾病やリフレッシュ時等に乳幼児の一時的な預かりを実施します。

【対象】
概ね生後6か月から小学校就学前までの乳幼児(生後3ヶ月から利用可。要相談。)

【日時】
週に5日、午前8時30分～午後4時30分
利用日時等相談可

【利用料】 1H 300円

地域子育て支援拠点事業所 **そら・SORA** 電話番号 070-1990-5689

3歳から5歳までの幼稚園・保育所・認定こども園などを 利用する子供たちの利用料 **無償化** について

※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。



知名町の認定こども園、保育所等

対象者・利用料 以下の児童の利用料は無償です。

① 3～5歳児(終日保育・半日保育)

対象者: 全ての児童

- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
- 食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。国の制度では副食費として4,500円目安を保護者負担(一部世帯を除く)として施設へ支払う事となっていますが、**知名町は3歳児以上の全てのお子さんの副食(おかず・おやつ等)の費用を国目安額4500円と、主食費500円(半日利用者400円)を町が負担しています。**

② 0～2歳児(終日保育)

対象者: 保育の必要性がある非課税世帯の児童

- さらに、子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

(注)年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

知名町の保育料は、国の基準額の6割で設定されています!



こども園の預かり保育

対象者・利用料

利用料は一部無償です。3～5歳児(半日保育)

対象者: 保育の必要性がある児童

**利用料: こども園の利用に加え、利用日数に応じて
最大月額1.13万円まで(日額450円上限)の
範囲で預かり保育の利用料が無償となります。**

認可外保育施設等

対象者・利用料

① 3～5歳児

対象者: 保育の必要性があり、こども園等を利用できていない児童

利用料: 月額3.7万円まで無償

② 0～2歳児

対象者: 保育の必要性があり、こども園等を利用できていない非課税世帯の児童

利用料: 月額4.2万円まで無償

(注)「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので子育て支援課にご確認ください。となります。

対象となる施設・事業

**認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業を対
象とします。**

(注1)認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

(注2)無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

療育施設等

**対象者: 就学前の障がい児の発達支援を利用する、
3歳～5歳時までの児童**

利用料: 無償

問い合わせ先

知名町子育て支援課

電話:0997-84-3170

知名町のこども園・保育園

- A 認定こども園 すまいる 0997-93-3583
- B 認定こども園 きらきら 0997-93-2288
- C しらゆり保育園 0997-93-3033

療育施設

- 1 ぽてと・はびりすぽてと 0997-84-3867
- 2 療育センターのびのび 0997-92-1850
- 3 サランセンター 0997-92-0555
- 4 知名町社会福祉協議会 0997-93-5261
- 5 和泊町社会福祉協議会 0997-92-2299

子ども第三の居場所

- 1 e.lab(イーラボ) <みんなのおうち> 050-3573-6396
- 2 ダ・ヴィンチ 0997-84-3008



公園・海水浴

- a フローラルパーク
- b 白浜マリナーパーク
- c メントマリ公園
- d 大山野営場
- e ショウヌ川公園
- f あまたふれあい公園
- g あしきぶ公園
- h 越山
- i ヤーシチ公園
- j 笠石海浜公園
- k 伊延の公園
- l ワンジョビーチ
- m 沖泊海浜公園
- n 屋子母ビーチ



子育て世帯向け施設

- 1 そら・SORA 070-1990-5689
- 2 スマッピー(遊具付きカフェ・託児・その他活動) 080-5614-0501
- 3 グリーンテラス菜の花(森のようちえん) 090-7153-9351

知名町・和泊町の病院

- | | |
|----------------|--------------|
| 1 徳洲会病院(総合) | 0997-93-3000 |
| 2 本部医院(整形・内科) | 0997-93-3131 |
| 3 大蔵医院(内科・小児科) | 0997-93-5033 |
| 4 松尾歯科医院 | 0997-93-5257 |
| 5 日吉歯科医院 | 0997-93-3688 |
| 6 ふくやま歯科医院 | 0997-93-2755 |
| 7 町田医院(小児科) | 0997-92-3737 |
| 8 朝戸医院(内科・眼科) | 0997-92-1131 |
| 9 福山医院(小児科) | 0997-92-0033 |
| 10 前田歯科クリニック | 0997-92-0418 |
| 11 本城歯科医院 | 0997-92-3770 |

知名拡大マップ



子どもの学習に関すること

図書館事業のご案内



ブックスタート

町内で生まれた赤ちゃん(6か月児)を対象に、おすすめの絵本2冊などが入った『ブックスタート・パック』を配布する、ブックスタート事業をおこなっています。対象の方へ図書館から案内があります。



おはなしのじかん

毎月のテーマにあった絵本・紙芝居・パネルシアター等の実施と、幼児向けの簡単な工作をおこなっています。木曜日午前中に未就学児向けを、土曜日の午後に全児童を対象におこなっています。



移動図書館車「えらぶっカー」

各小中学校・こども園などを巡回。子どもたちが町立図書館の本に触れ合う機会を提供し、読書活動の推進を図ります。

子どもの学習に関すること

放課後子ども教室

地域の方々のご協力をいただき、安心・安全な場所での学びを提供しています。(対象:各実施校在籍の希望者)

住吉小学校

【時間】毎週火曜日の午後3時15分～午後4時30分

【活動内容】学習・三味線

【参加料】登録料800円(保険代)

下平川小学校

【時間】毎週火曜日の午後3時15分～午後4時30分

【活動内容】学習・三味線

【参加料】登録料800円(保険代)

お問合せ 教育委員会事務局 生涯学習係

電話番号 0997-81-5151

e.lab<みんなのおうち> (下城1230)

上城小学校の子どもたちを中心に、放課後の居場所としてアトリエやカフェを開放しています。

【OPEN】火・木 15:00-18:00(学校休業日を除く) この時間帯であれば小学生のみの利用可(無料)

【さんしるあしび】月1回/日曜日 14:00-15:00

大人だけの参加も歓迎!受講料500円

【うみとウミガメの学校】不定期開催

親子でウミガメの産卵調査をしてみませんか?

関心をお持ちの方はお気軽にお問い合わせください!

【設備/できること】キッチン、調理器具一式、たこ焼き器、クレープメーカー、アトリエ、画材、コピック、イーゼル、アイロンビーズ、工作、手芸、レジン、ミシン、プリンター、図書室、ボードゲーム/カードゲーム など



@E.LAB.OKINOERABU

Instagram QR

お問合せ 一般社団法人えらぶ手帖

電話番号 050-3573-6396

E-mail: okino.e.lab@gmail.com

知名町立図書館

所在地 知名町知名412番地

開館時間 夏季(4月～9月) 10時～18時30分

冬季(10月～3月) 9時30分～18時

休館日 祝日、毎週月曜日、12/29～1/3、蔵書点検期間(3月前半頃)、資料整理日

貸出 ・利用者カード(図書館にて申込登録後発行)

・1人10冊まで(視聴覚資料は2点まで)

・14日間以内の期間(視聴覚資料は7日以内の期間)

・時間外及び休館日の図書返却は、玄関の返却用ボックスに投函してください。

一般社団法人collage

子どもから大人まであらゆる世代が自分らしくいられる島、いつでも新しい学びをはじめられる島をつくるために活動しています。

◎ものづくりワークショップ ◎お仕事体験ワークショップ ◎心の教育に関するワークショップ ◎ICT活用(STEAM、メディアリテラシーなど)に関する学びの場の提供や学習サポート ◎子どもの発達、学校や学習、家庭や生活などに関する相談(発達検査などのアセスメント含む) ◎教育や子育てに関する講演会

令和3年度より、知名町男女共同参画事業として「女性のためのプチサロン」を実施しています。料金は無料、予約制です。お気軽にお越しください。【場所】エラブココ(おきのえらぶ島観光協会) レクチャールーム

お問合せ 一般社団法人collage

E-mail: collage.okinoerabu@gmail.com

LINE: @201lfayw

問い合わせ先

知名町立図書館

電話:0997-93-4356

学校関係

小学校入学までのスケジュール

就学教育相談会	6月中旬	児童発達支援事業所に教育委員会職員が訪問し希望された保護者と面談を行います。
就学時健康診断	10月中旬	案内通知を郵送します。必ず受診してください。
入学通知書	1月中旬～下旬	通知書を郵送します。入学式当日まで保管し、入学式当日学校へ提出してください。
入学説明会	1月下旬～	各学校の主催で、入学準備等の説明があります。
入学時期	例年4月6日	4月1日時点で満6歳に達している児童

転入及び転出時の手続き

本町に転入したとき 校区外へ転居したとき	転入転居手続きを役場町民課で行った後、住民異動届コピーを学校教育課へ提出してください。前の学校で交付された在学証明書、教科書給与証明書は指定された学校へ提出してください。
本町から転出するとき	転出手続きを役場町民課で行った後、在籍している学校で、在学証明書、教科書給与証明書の交付を受け、引越先市の市町村で手続きをしてください。

特別支援学級・通級指導教室

知的障害特別支援学級 自閉症・情緒障害・ 肢体不自由特別支援学級 言語障害通級教室	特別支援学級および通級指導教室を設けている学校があり、障がいに応じた教育を行っています。設置校につきましては、教育委員会事務局学校教育係にお問い合わせください。
--	--

就学援助費

児童生徒の就学に必要な経費を負担することが困難な家庭の保護者に対して、学用品費などを援助します。

【対象者】

町内の小・中学校に通う児童生徒の保護者（※所得制限等、認定基準あり）

【援助の内容】

学用品費、給食費、新入学児童・生徒学用品費等

【申込み方法】

申請書が学校にあります。各学校に申請書を提出してください。

特別支援教育就学奨励費

児童生徒が特別支援学級で学ぶ際の教育関係経費について学用品費などを援助します。

【対象者】

町内の小・中学校に通い、特別支援学級に在籍または療育手帳をお持ちの児童生徒の保護者（※所得制限あり）

【援助の内容】

学用品費、給食費、新入学児童・生徒学用品費等

【申込み方法】

申請書が学校にあります。各学校に申請書を提出してください。

学校関係

奨学金制度

本町には奨学金の貸付制度があります。

【対象者】

本町に引続き3年以上居住し生活の本拠を有する者の子弟で、次のいずれかに該当する者

一般奨学生

○学力、資質ともに優秀かつ心身ともに健全であること

○高等学校等及び大学等（4年生大学、短期大学、専門学校）に進学又は在学する者

特別奨学生

○大学、大学院又は専門学校等に進学又は在学する者で、将来、知名町において規則に定める有資格者（医師、歯科医師、医療福祉関係者）として勤務しようとする者

【貸付金額】

■一般奨学生

○高等学校、高等専門学校（1・2・3年）在学者 月額20,000円

○高等専門学校（4・5年）、大学等、大学院在学者 月額40,000円

■特別奨学生（免除制度あり）

○医師、歯科医師の資格取得を目指す者：月額60,000円

○その他の資格を目指す者：月額50,000円

問い合わせ先 知名町教育委員会事務局 学校教育係 電話：0997-84-3158



他人の家のことだしな…

あんな言い方しなくてもいいのに…

でも、勘違いかもしれないし…

あれって虐待かな…

どうしたらいいかわからないし…

あの子、大丈夫かな…

逆恨みされるとイヤだしな…

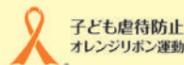
しつけにしている厳しすぎるような…

こどもを虐待から守るのに、理由はいらない。

情報提供や相談を!! / いちはやく
まずは連絡 189

匿名可能 通話無料 秘密厳守

「児童相談所 虐待対応ダイヤル」お住まいの地域の児童相談所につながります



しつけ? 体罰?
 これってどっち??



[特設サイトでCHECK] → 子ども虐待防止

こどもを守る、
 社会をめざして。

こどもまんなか
こども家庭庁

みんなで知ろう、児童虐待の現状

児童虐待は社会全体でかかわり、
 解決していく問題です。

児童虐待による死亡事例は年間**70**件を超えています。

単純計算すると、**5日間に1人**のこどもが命を落としていることになります。

※こども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第19次報告)

特設サイトはこちら



児童虐待とは?



身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、
 投げ落とす、激しく揺さぶる、
 やけどを負わせる、
 溺れさせる など



性的虐待

こどもへの性的行為、
 性的行為を見せる、
 ポルノグラフィの
 被写体にする など



ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、
 ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、
 重い病気になっても
 病院に連れて行かない など



心理的虐待

言葉による脅し、無視、
 きょうだい間での差別的扱い、
 こどもの目の前で家族に対して
 暴力をふるう(面前DV) など

児童虐待かも…と思ったら、すぐにお電話ください。

～あなたの1本の電話で救われるこどもがいます～

児童相談所
 虐待対応
 ダイヤル

- 匿名可能
- 通話無料
- 秘密厳守



いちはやく

189

- お住まいの地域の児童相談所につながります。
- 通告・相談は匿名で行うことも可能です。
- 通告・相談をした人やその内容に関する秘密は守られます。
- ※一部のIP電話からはつながりません。

さらに 子育てや親子関係に悩んだら、ご連絡ください。不安やイライラに、いっしょに向き合います。

こどもも保護者もオンラインで気軽に相談



親子のための
相談LINE



匿名可能

秘密厳守

子育ての悩み、家族のこと、ご相談ください。



いちはやく おなやみを
0120-189-783

通話無料

秘密厳守

秋の
 こどもまんなか
 月間

こども家庭庁では、「秋のこどもまんなか月間」の取組の一つとして、
 毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施します。
 期間中は、児童虐待防止のために、集中的な広報・啓発活動に取り組めます。

ついカッとなって
こどもに強く
あたってしまう…



子育てや親子関係の
不安や悩みイライラに、
いっしょに向き合います。

きょうだいと
比較されるのが
つらい…



気軽に話せる人もいないし…



自分でなんとかしなきゃ…



もっとひどいことを
してしまいそうで怖い…



衝動的に
きつい言葉が出てしまう…
後からものすごく後悔…



強い言葉で言われると怖いし落ち込む…



ホントはもっとやさしくしたいのに…



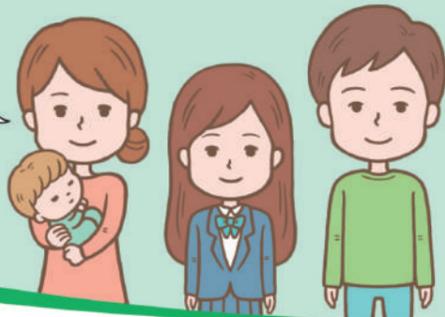
どう接したらいいかわからない…



親子のための 相談LINE



専門の相談員が
対応してくれるから
安心です



匿名可能

秘密厳守

相談方法



子ども虐待防止
オレンジリボン運動

子どもを守る、
社会をめざして。

子どもまんなが
子ども家庭庁

しつけ? 体罰?
これってどっち??



[特設サイトでCHECK] → 子ども虐待防止

親子のための 相談LINEとは?

子育てや親子関係の不安や悩みイライラに、 いっしょに向き合います。

匿名可能 匿名 (LINE上のアイコンとニックネーム) でも相談ができます。

秘密厳守 相談内容の秘密は守られます。

友だち登録はこちら



こんなことを思ったら、相談してください。



CASE 01
こども

- パパやママなどに
- 痛い思いをさせられる
- いやな思いをさせられる
- 無視される



CASE 02
パパやママなど

- こどもが何度言っても言うことを聞いてくれないから、手を上げてしまいそうになる
- イライラして、こどもに当たってしまう
- こどもとどう接すればいいかわからなくなってしまった

サービス内容の詳細はこちら



相談方法

LINEでの操作



STEP 01

LINE公式アカウント「親子のための相談LINE」を友達追加してください



STEP 02

トーク画面で、お住まいの都道府県と市区町村を登録してください



STEP 03

注意事項と待ち人数を確認して、リンク先を開いてください

相談専用画面上での操作



STEP 04

相談支援システムに、あなたの情報を入力してください



STEP 05

相談内容を入力して送信してください



STEP 06

相談員とやりとりしてください

さらに 虐待かもと思ったら、すぐにお電話ください。

あなたの電話1本で、救われるこどもがいます。
(お住まいの地域の児童相談所につながります)



189

匿名可能

通話無料

秘密厳守

子育てや親子関係に悩んだら、ご連絡ください。

子育ての悩み、家族のこと、ご相談ください。



0120-189-783

通話無料

秘密厳守

秋の
子どもまんなが
月間

こども家庭庁では、「秋の子どもまんなが月間」の取組の一つとして、毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施します。期間中は、児童虐待防止のために、集中的な広報・啓発活動に取り組めます。